

議案第90号

瑞穂町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年12月1日

提出者 瑞穂町長 山崎 栄

(提案理由)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の改正に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

（瑞穂町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第1条 瑞穂町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項

各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

（瑞穂町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 瑞穂町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第17条第2項中「児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断」を「次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」に、「当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の」を「当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる」に、「利用開始時の」を「、同欄に掲げる」に、「児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断」を「それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等」に改め、同項に次の表を加える。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

（瑞穂町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 瑞穂町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第1条による改正

瑞穂町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

新旧対照表

新	旧
目次 略	目次 略
第1章 略	第1章 略
第2章 略	第2章 略
第1節 略	第1節 略
第2節 運営に関する基準	第2節 運営に関する基準
第5条から第24条 略 (虐待等の禁止)	第5条から第24条 略 (虐待等の禁止)
第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・ 保育給付認定子どもに対し、児童福祉法 <u>第3 3条の10第1項各号</u> (幼保連携型認定こども 園である特定教育・保育施設の職員にあつ ては、認定こども園法第27条の2第1項各号、 幼稚園である特定教育・保育施設の職員に あつては、学校教育法第28条第2項において 準用する認定こども園法第27条の2第1項各 号)に掲げる行為その他当該教育・保育給付 認定子どもの心身に有害な影響を与える行 為をしてはならない。	第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・ 保育給付認定子どもに対し、児童福祉法 <u>第3 3条の10各号</u> _____に掲げる行為その他当該教育・保育給付 認定子どもの心身に有害な影響を与える行 為をしてはならない。
第26条から第34条 略 第3節 略 第3章及び第4章 略	第26条から第34条 略 第3節 略 第3章及び第4章 略
<u>附 則</u> この条例は、公布の日から施行する。	

第2条による改正

瑞穂町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

新	旧				
<p>目次 略</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条から第11条 略 (虐待等の禁止)</p> <p>第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法<u>第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>第13条から第16条 略 (利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和40年法律第14号)第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断等」という。)</u>が行われた場合であって、<u>当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる</u>健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、<u>同欄に掲げる</u>健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、<u>それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等</u>の結果を把握しなければならない。</p> <table border="1"> <tr> <td><u>児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断</u></td> <td><u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u></td> </tr> <tr> <td><u>乳幼児に対する健</u></td> <td><u>利用乳幼児に対する</u></td> </tr> </table>	<u>児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u>	<u>乳幼児に対する健</u>	<u>利用乳幼児に対する</u>	<p>目次 略</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条から第11条 略 (虐待等の禁止)</p> <p>第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法<u>第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>第13条から第16条 略 (利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断</u>が行われた場合であって、<u>当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わない</u>ことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、<u>児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断</u>の結果を把握しなければならない。</p>
<u>児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u>				
<u>乳幼児に対する健</u>	<u>利用乳幼児に対する</u>				

康診査

利用開始時の健康診
断、定期の健康診断
又は臨時の健康診断

3及び4 略

第18条から第21条 略

第2章から第6章 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

3及び4 略

第18条から第21条 略

第2章から第6章 略

第3条による改正

瑞穂町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条から第11条 略 (虐待等の禁止)</p> <p>第12条 放課後児童健全育成事業者の職員 は、利用者に対し、法<u>第33条の10第1項各号</u> に掲げる行為その他当該利用者の心身に有 害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>第12条の2から第21条 略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>第1条から第11条 略 (虐待等の禁止)</p> <p>第12条 放課後児童健全育成事業者の職員 は、利用者に対し、法<u>第33条の10各号</u> に掲げる行為その他当該利用者の心身に有 害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>第12条の2から第21条 略</p>